

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	静岡県伊豆の国市

伊豆の国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名: 伊豆の国市 経済環境部 農業商工課
所在地: 〒410-2315 静岡県伊豆の国市田京 299-6
電話番号: 0558-76-8003 直通
FAX番号: 0558-76-5499 代表
E-mail: nousin@city.izunokuni.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス
計画期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日
対象地域	伊豆の国市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 27 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積	金額
イノシシ	稲	4 0 a	1 5 4 千円
	雑穀	2 2 a	5 8 千円
	果樹	1 2 7 a	3 5 2 千円
	野菜	4 7 5 a	1, 8 5 3 千円
	いも類	5 1 5 a	1, 2 0 0 千円
	小計	1, 1 7 8 a	3, 6 1 7 千円
ニホンジカ	稲	3 5 a	3 0 千円
	豆類	2 a	4 千円
	果樹	4 2 a	1 2 0 千円
	野菜	2 1 a	2 7 0 千円
	いも類	1 2 a	3 2 0 千円
	小計	1 1 2 a	7 4 4 千円
ハクビシン	果樹	7 5 a	3 0 0 千円
	野菜	3 2 0 a	1, 0 6 8 千円
	小計	3 9 5 a	1, 3 6 8 千円
カラス	稲	2 5 a	6 5 千円
	豆類	3 a	3 千円
	果樹	3 5 a	1 5 9 千円
	野菜	2 7 a	2 9 千円
	小計	9 0 a	2 5 6 千円
合 計		1, 7 7 5 a	5, 9 8 5 千円

※「平成 27 年度野生鳥獣による農産物の被害状況報告」より

(2) 被害の傾向

<p>① イノシシ</p> <p>2月～5月にかけて竹林におけるタケノコ、6月ジャガイモ、7月スイカ・トウモロコシ、8月～10月にかけて稲、栗、いも類、果樹と、年間を通じて市内全域の中山間部で被害が深刻化している。</p> <p>被害は農作物だけでなく、山の傾斜を利用した果樹園では土手を崩してしまうため土砂災害への危険も心配される。</p> <p>また、中山間部に位置する住宅地では、裏庭まで出没し人的被害への不安も懸念される。</p> <p>イノシシの生息状況の調査は実施されていないが、足跡及び掘り起こし等の痕跡から、市内全域の中山間部に生息していると推測される。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>主に果樹、稲及び野菜への被害が拡大している。ニホンジカによる特徴的な被害として、柑橘類等の剥皮被害がある。</p> <p>また、最近では、クヌギ・コナラ等の萌芽食害やいも類、椎茸等の被害発生の報告がある。</p> <p>生息状況については、静岡県が実施した伊豆地域の生息密度調査の結果、増加傾向にあると考えられ、市内における生息範囲も拡大している。</p> <p>特に中山間部だけではなく、近年、狩野川河川敷に生息しているニホンジカの群れが複数確認</p>
--

されている。

③ ハクビシン

ハクビシンの行動範囲は広範囲にわたるため、最近では、7月、8月のスイカ・トウモロコシ、ハウスメロン、8月～10月の果樹、ブドウ、いも類、11～3月にはハウス栽培のイチゴ、その他椎茸や落花生など多くの農林産物への被害も見受けられるようになり、被害は市内全域において発生している。また、住宅に侵入し天井裏に住み着くなど、生活環境に与える被害も多い。

④ カラス

7月、8月のスイカ・トウモロコシへの被害が深刻である。また、農作物以外に、牛やダチョウを襲う被害も報告され、年間を通じ発生しており、被害は中山間部に限らず平坦地も含む市内全体に及んでいる。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成 27 年度)		目標値 (平成 31 年度)	
	千円	a	千円	a
イノシシ	3,617	1,178a	3,255	1,060a
ニホンジカ	744	112a	669	100a
ハクビシン	1,368	395a	1,231	355a
カラス	256	90a	230	81a
合計	5,985	1,775a	5,385	1,596a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																				
捕獲等に関する取組	<p>地元の田方猟友会葦山、大仁、伊豆長岡分会へ依頼し、銃器及びわな等を用いて有害鳥獣捕獲を実施している。 H27年にデジタル無線を購入し、猟友会へ貸出し捕獲効果を上げている。また、市単独で狩猟免許取得に係る講習会及びわなの購入に際し助成制度を設けている。被害防止対策の一環で獣害対策の専門員を招いて毎年勉強会を開催しており、中山間地域の農林業者には農地周辺の環境整備について、理解し始めた。</p> <p>捕獲数 (頭、羽)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>66</td> <td>127</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>30</td> <td>52</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>38</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25	H26	H27	イノシシ	66	127	172	ニホンジカ	30	52	76	ハクビシン	9	11	13	カラス	38	1	0	<p>地元猟友会の高齢化、後継者不足。 農業者に狩猟(わな猟)免許取得に係る助成制度を推進するものの、取得後大型獣の捕獲処理が困難。 捕獲した個体の処理場所の不足。</p>
年度	H25	H26	H27																			
イノシシ	66	127	172																			
ニホンジカ	30	52	76																			
ハクビシン	9	11	13																			
カラス	38	1	0																			
防護柵の設置等に関する取組	<p>市単独の農林作物生産者の設置する侵入防止柵等への助成 (1/2 助成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額 (千円)</th> <th>延長 (Km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>1,107</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>721</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>628</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額 (千円)	延長 (Km)	H25	1,107	4.0	H26	721	3.2	H27	628	3.5	<p>侵入防止柵設置後の適正な管理がなされるよう指導していく。柵設置が農家個別の対策となっており、ほ場を連担して広域的に取り組んでいないため未設置のほ場等への被害が発生している。</p>								
年度	金額 (千円)	延長 (Km)																				
H25	1,107	4.0																				
H26	721	3.2																				
H27	628	3.5																				

(5) 今後の取組方針

被害防止対策については、適正な生息数を目指した個体数調整のための捕獲・侵入防止柵の設置による物理的な防護、荒廃した森林や里山を再生することによる生息環境管理を合わせて行うことにより、一層の対策効果が図られる。

捕獲については、猟銃による捕獲に加え、猟銃が使えない住宅付近で継続的に被害が発生している箇所、わな等を設置し、捕獲率を高める。また、わなも使用できないような箇所については、地域住民の方々と協力した追い払いを行い、被害の低減に努める。

物理的な防護については、市単独の鳥獣害防止対策事業により、侵入防止柵の設置を推進する。

また、生息環境管理については、長期的な取組として里地里山の整備、緩衝帯の設置や森林の整備保全を図ることを推進する。

今後は、市職員で構成する伊豆の国市鳥獣被害対策実施隊によりハクビシンを中心とした捕獲に取り組みつつ、侵入防止柵の効果的な設置や適切な管理について、集落単位で被害対策のための勉強会を継続開催し、鳥獣被害に強い集落環境の改善（未収穫果実や収穫残さの除去、放任果樹園や耕作放棄地の解消、追い払い運動等）を進めるよう支援する。

また、個別単位の侵入防止柵設置にあわせ、団地化が可能な地区や地域においては、集落全体での対策を推進する体制整備を支援する。

以上の対策を講じ、平成31年度の被害軽減目標値を平成27年度の10%減の5,385千円、1,596aにする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、主な捕獲は市内の田方猟友会韮山分会、大仁分会及び長岡分会の3猟友会が行う有害鳥獣捕獲にて実施している。この捕獲については、出役に対し報償を支払うこととしている。

捕獲の担い手である狩猟登録者が年々減少し高齢化していることから、今後は猟銃のみに捕獲を頼るのではなく、被害を受ける農林業者自らが狩猟免許を取得し、捕獲を実施するよう推進していく必要があるため、わな猟免許の取得やわなを購入するための助成制度を整備し、わな猟免許所有者の確保に努める。

また、新たに市職員で鳥獣被害対策実施隊を設置し、ハクビシンを対象に以下の取組を行う。

- ・農林業者等へ罠の貸出
- ・被害が多く発生しているスイカやイチゴ、ブドウなどの圃場での罠捕獲

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等によるわな猟免許取得者の確保に取り組む。 ・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費の一部を補助する。 ・ハクビシンの捕獲について、季節や地域に合わせたエサの嗜好性を研究し、誘引効率を上げる。
30年度	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等によるわな猟免許取得者数の確保に取り組む。 ・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費の一部を補助する。 ・ハクビシンの捕獲について、季節や地域に合わせたエサの嗜好性を研究し、誘引効率を上げる。
31年度	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等によるわな猟免許取得者数の確保に取り組む。 ・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費の一部を補助する。 ・ハクビシンの捕獲について、季節や地域に合わせたエサの嗜好性を研究し、誘引効率を上げる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>有害鳥獣捕獲による過去3年間（H25～27）の平均捕獲数は、イノシシ120頭・シカ52頭・カラス13羽である。猟友会員の減少や高齢化が進み、捕獲率も低下することが懸念されており、市内3猟友会の協力による一斉捕獲を行う等、効率のよい捕獲作業を行う。また、箱わなの購入設置により、捕獲頭数を増やしていく。</p> <p>イノシシについては、農家の被害対策意識も高まり、守れる田畑が増える一方で、被害対策を実施しない農地への被害は深刻化している。また、近年では山間部に面した人家への被害も発生している。平成29年度は、10月末現在で242頭を捕獲しており、イノシシの目撃情報も増加していることから280頭の捕獲を目標とする。</p> <p>ニホンジカについては、平成29年度10月末現在で111頭を捕獲している。また、近年目撃情報・被害情報から市内における被害範囲は拡大しているため、有害鳥獣捕獲では150頭の捕獲を目標とする。なお、ニホンジカの被害及び個体数が増加傾向にあることを勘案し、被害状況等の確認を行いながら、捕獲数の増加を考える。</p> <p>ハクビシンについては、小動物であることから、わなによる捕獲を中心に実施する。捕獲計画は、平成27年度にイチゴの被害が急増しており、農業経営に甚大な被害を与えていることから、わなの設置数を増やす。また、市の職員で実施隊を設置し、捕獲に積極的に取り組むことで50頭の捕獲を目標とする。</p> <p>カラスについては、これまで山間部のみで捕獲を実施していた。最近は群れが移動し平坦地にも出没している。平坦地でのカラス被害が広範囲となった場合は、大型捕獲器の設置を検討する。捕獲計画は50羽を目標とする。</p>	

対象鳥獣	捕獲実績数等				捕獲計画数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	127頭	172頭	170頭	242頭	280頭	280頭	280頭
ニホンジカ	52頭	76頭	90頭	111頭	150頭	150頭	150頭
ハクビシン	11頭	13頭	17頭	9頭	50頭	50頭	50頭
カラス	1羽	0羽	45羽	16羽	50羽	50羽	50羽

※平成29年度の捕獲実績は、平成29年10月末までの実績。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段は銃器とわな（箱わな・くくりわな等）。農林産物に対する被害は年間を通して発生していることから、有害鳥獣捕獲は原則として狩猟期間を除いて実施する。また狩猟期間（11/15～2/15）の前後2週間は有害鳥獣捕獲を実施しない。 ・鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域においても必要に応じ捕獲を実施する。 なお、有害捕獲実施にあっては、広報・ホームページ等による周知を行い、実施について市民の理解を求める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊豆の国市	権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン	平成 19 年度より市単独の鳥獣被害防止対策補助事業(防護柵等設置及び捕獲わな購入の補助)を継続実施。 (年間目標 6.5km)	平成 19 年度より市単独の鳥獣被害防止対策補助事業(防護柵等設置及び捕獲わな購入の補助)を継続実施。 (年間目標 6.5km)	平成 19 年度より市単独の鳥獣被害防止対策補助事業(防護柵等設置及び捕獲わな購入の補助)を継続実施。 (年間目標 6.5km)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 29 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。 防護柵による被害防止対策については、設置後の管理が機能の維持や安全性の確保において重要なことから、市のホームページ等による広報活動や鳥獣被害防止対策補助事業申請時に設置後の維持管理について説明する。また、専門家を招いた講習会開催時は議題の一部に組み込むことで周知を図る。 農林業者のわな猟免許取得者を増加させるために、講習会、免許試験の広報を行うとともに免許取得者への講習会を開催する。 カラスの繁殖率を下げるため、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組を推奨し、併せて地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。
平成 30 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。 防護柵による被害防止対策については、設置後の管理が機能の維持や安全性の確保において重要なことから、市のホームページ等による広報活動や鳥獣被害防止対策補助事業申請時に設置後の維持管理について説明する。また、専門家を招いた講習会開催時は議題の一部に組み込むことで周知を図る。 農林業者のわな猟免許取得者の増加を見込み、講習会の開催、免許試験の広報を行うとともに免許取得者への講習会を開催する。 カラスの繁殖率を下げるため、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組を推奨し、併せて地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。

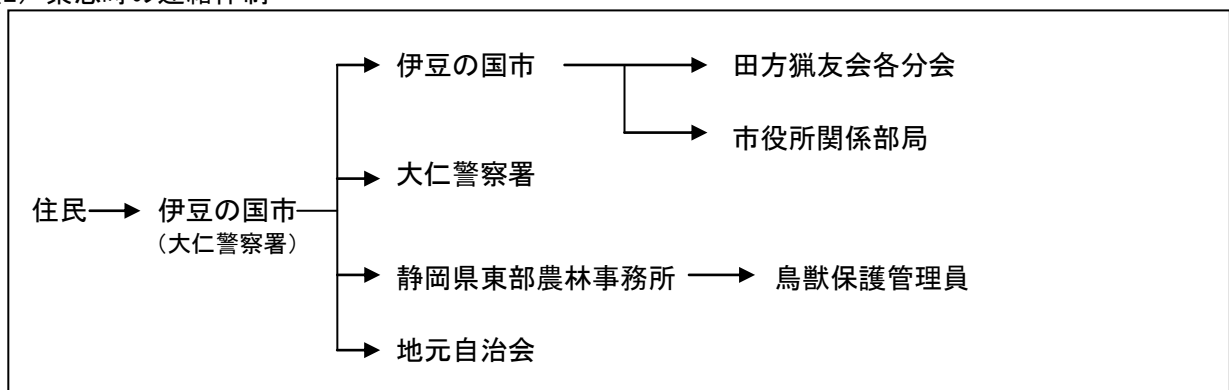
平成 31 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。 ・防護柵による被害防止対策については、設置後の管理が機能の維持や安全性の確保において重要なことから、市のホームページ等による広報活動や鳥獣被害防止対策補助事業申請時に設置後の維持管理について説明する。また、専門家を招いた講習会開催時は議題の一部に組み込むことで周知を図る。 ・農林業者のわな猟免許取得者の増加を見込み、講習会の開催、免許試験の広報を行うとともに免許取得者への講習会を開催する。 ・カラスの繁殖率を下げるため、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組を推奨し、併せて地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。
----------	-------------------------------	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大仁警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・静岡県や伊豆の国市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣 ・現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施
静岡県東部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づき、関係機関（大仁警察署、伊豆の国市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議 ・田方猟友会員、鳥獣保護管理員への協力要請と捕獲等対応依頼
田方猟友会大仁分会 韮山分会 伊豆長岡分会	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆の国市からの出動要請に基づき、現場状況の把握 ・（必要に応じて）捕獲、追い払いの実施に協力
伊豆の国市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・関係機関（大仁警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、市関係部局等）との連絡調整、対応方法の協議 ・田方猟友会各分会への出動要請 ・地元自治会への注意喚起（必要に応じた）と避難誘導の協力依頼 ・教育委員会を通じて、近隣小・中学校、幼稚園、保育園等への情報提供、必要に応じた注意喚起と避難誘導の協力依頼
地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく伊豆の国市や大仁警察署への連絡 ・住民への情報提供・注意喚起 ・住民の避難誘導（必要に応じて）

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆の国市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
田方猟友会(大仁・韭山・伊豆長岡分会)	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を行う。
伊豆の国農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
JA 伊豆の国西瓜組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊豆の国市各地区代表部農会(大仁・韭山・長岡)	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害関連情報の提供、鳥獣被害防止技術の助言を行う。
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして、鳥獣被害防止技術の助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>市職員で実施隊を設置する。主な活動内容は、以下のとおりとする。</p> <p>① 市が管理する捕獲器の貸出及び技術指導 狩猟や有害鳥獣捕獲許可等により捕獲が可能な者に対し、捕獲器を貸し出す。また、その際、効率的な捕獲及び適正な管理に必要な技術指導を行う。</p> <p>② ハクビシンの捕獲及び処分（錯誤捕獲されたアナグマ、アライグマ、タヌキを含む。） 農林業者等からの依頼に基づき、市が管理する捕獲器を設置する。また、捕獲した鳥獣を処分する。</p> <p>③ 対象鳥獣の情報収集及び被害状況調査 農林業者等から寄せられた野生鳥獣に関する被害状況を調査する。伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会への参加。静岡県が実施する鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修への参加。</p> <p>④ 捕獲技術の向上及び担い手の育成 狩猟免許の取得及び講習会への参加。市内猟友会員から捕獲技術の指導を受ける。農林業者等へ新たに狩猟免許取得に向けた斡旋を行う。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関し、隣接する他地域・他市町の被害対策連絡会等と連携し、共同で講演会、情報交換会、勉強会等を開催し伊豆地域全体での鳥獣被害対策に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した対象鳥獣は自家消費するか速やかに埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・市民に野生鳥獣肉を食する文化が定着し、食品としての利用がより一層普及するよう農林業関連のイベント時に捕獲獣を使用した料理の配布等、市民が野生鳥獣肉を食する機会の創出を検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 農業者を対象にした鳥獣被害防止の講演会の開催や専門家を招いた現地指導等の継続を図り、鳥獣被害対策の啓発及び継続的な指導を行う。
- ・ センサーカメラを活用した被害調査を実施し、加害鳥獣の特定・行動特性に応じた捕獲、防護対策を講じていく。
- ・ 農業者や狩猟者が安全に捕獲や被害防止対策に取り組めるよう、5に規定する関係機関等と協力して正しい知識の普及・注意喚起を行う。